

監査公告第 1 号

定期監査結果の公表について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定による消防本部の定期監査を加賀市監査基準（令和 2 年加賀市監査委員告示第 1 号）に準拠して実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和 3 年 5 月 27 日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 林 茂信

消防本部定期監査結果報告

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査期間

令和3年4月12日から令和3年5月11日まで

第3 監査の対象

消防総務課、予防課、警防課、消防署、大聖寺分署、片山津分署、山代分署、山中分署

第4 監査の着眼点

- (1) 財務に関する事務の執行が適切かつ効率的に行われているか。
- (2) 行政事務が法令等に適合し、正確で合理的、効率的に行われているか。
- (3) コロナ禍での現場対応において、十分な感染防止対策が行われているか。
- (4) 消防水利の整備について、計画性、妥当性が確保されているか。
- (5) 冬期間（積雪・凍結時）において、安全かつ円滑な救急、火災及び災害対応を行える体制が整っているか。
- (6) 女性消防吏員の採用の意義、計画性が確保されているか。

第5 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた資料及び財務会計システムをもとに財務事務の執行状況、物品・施設の管理状況等を調査するとともに、関係職員から所管事務の執行状況について聴取した。（事情聴取の主な項目は別記のとおり）

なお、監査の期間中、必要な書類はその都度提出を受け照査を行った。

第6 監査の結果

所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行、行政事務の執行状況、所管の物品・施設の管理は概ね適正に処理されていると認められた。

なお、事務上留意すべき軽微な事項については、その都度指導したところである。

第7 監査意見（地方自治法第199条第10項）

- ・女性消防吏員の採用について、次のとおり意見を付す。

女性の活躍推進は国の成長戦略でも重要な柱として位置づけられており、消防庁は平成27年7月に「令和8年度までに女性消防吏員の比率を5%に引き上げる」ことを目標に設定している。それにより、加賀市においては、女性比率の倍増（2名増員）が求められているとのことだが、平成14年度以降、女性消防吏員の採用がない状況が続いている。

働き方改革や女性の活躍推進など昨今の社会情勢を踏まえ、より積極的かつ主体的な採用計画の推進に取り組んでいただきたい。

あわせて、ハード・ソフト面ともに女性消防吏員がいきいきと職務に従事できる環境づくりにも努められたい。

第8 留意事項

地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、「当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は当該措置の内容を公表しなければならない。」とされているので、その旨留意いただき、遺漏無きよう努められたい。

別 記

消防本部 定期監査 事情聴取の主な内容

1. コロナ禍での現場対応について
2. 消防業務における積雪、寒冷時対策の状況について
3. 女性消防吏員の採用について
4. 防火水槽の整備計画について
5. 消防団員数及び補助金について
6. 消防ホームページの充実について